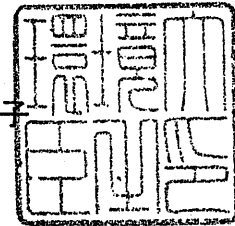


諮 問 第 103号
環自総発第 031125002号
平成15年11月25日

中央環境審議会
会長 森 鳩 昭 夫 殿

環 境 大 臣
小 池 百 合 子



展示動物の飼養及び保管に関する基準の見直しについて（諮問）

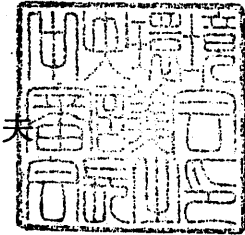
動物の愛護及び管理に関する法律第26条の規定に基づき、次のとおり諮問する。

「動物の愛護及び管理に関する法律第5条第4項の規定に基づく展示動物の飼養及び保管に関する基準の見直しをすることについて、貴審議会の意見を求める。」

中環審第159号
平成15年11月27日

中央環境審議会動物愛護部会
部会長 竹内 啓 殿

中央環境審議会
会長 森 崑 昭 夫



展示動物の飼養及び保管に関する基準の見直しについて（付議）

平成15年11月25日付け環自総発第031125002号をもって、環境大臣より当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、動物愛護部会に付議する。

< 参 考 >

中央環境審議会議事運営規則(抄)

(部会)

第四条 審議会に、次に掲げる十三部会を置く。

- 一 総合政策部会
- 二 廃棄物・リサイクル部会
- 三 循環型社会計画部会
- 四 環境保健部会
- 五 地球環境部会
- 六 大気環境部会
- 七 騒音振動部会
- 八 水環境部会
- 九 土壌農薬部会
- 十 瀬戸内海部会
- 十一 自然環境部会
- 十二 野生生物部会
- 十三 動物愛護部会

2 部会の所掌事務は、別表に定めるところによる。

3 会長は、必要と認めるときは、二以上の部会の所掌に係る議案について調査審議するため、二以上の部会の合同の部会を設置することができる。

(諮問の付議)

第五条 会長は、環境大臣又は関係大臣の諮問を適当な部会(前条第一項及び第三項に規定する部会をいう。以下同じ。)に付議することができる。